4　工期　契約締結日の翌日から平成33年７月30日まで

5　申請の時期　平成29年10月３日から平成29年10月23日まで（土曜日、日曜日、休日を除く。）。なお、申請期限の日の翌日以降（土曜日、日曜日、休日を除く。）も、随時申請を受け付けるが、当該工事の開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

6　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、平成29年10月２日から、〒730－8530 広島市中区上八丁堀６番30号　中国地方整備局総務部契約課調査係　電話082－221－9231において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとするものに交付する。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参により提出すること。提出場所は、⑴に示す申請書の交付場所に同じ。

①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。

②　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成29年９月29日付け支出負担行為担当官中国地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２、３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。

⑶　申請書類等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査　「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月３日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成28年10月３日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成28年10月３日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす３社以内による組み合わせとする。

ただし、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。

①　中国地方整備局における平成29・30年度「建築工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③　当該競争参加資格に係る申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の全ての構成員は、申請期限の日において次の要件を満たすものとする。

①　平成14年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、次の同種工事の施工実績（民間の施工実績も可）を有すること。

同種工事とは、下記㈠から㈢までの要件をすべて満たす免震工法による耐震改修工事、新築工事又は増築（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）工事。（以下「同種工事の実績」という。）

㈠　建物用途：車庫及び倉庫類を除く建物用途とする。

㈡　建物構造：免震構造を有するもの

㈢　階　　数：地上５階建以上

㈣　建物規模：１棟の延べ面積が10,000㎡以上（増築工事の場合は既存部分を除く）

ただし、上記㈠から㈣は同一建物工事の実績であること。

共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上であること。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局営繕部、内閣府沖縄総合事務局開発建設部（営繕部門）の発注した工事及び工事成績を相互利用している各省庁等が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事（詳細は入札説明書【別添１】による。）」に該当する工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書に記載されている工事成績評定点（以下「評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

②　建設業法（昭和24年法律第100号）の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

③　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ⅰ）監理技術者にあっては、１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。

「建設業法第７条第２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第７条の三及び国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）

ⅱ）平成14年４月１日以降に元請けの技術者として完成・引き渡しが完了した、次の同種工事の経験（民間の経験も可）を有すること。

同種工事とは、下記㈠から㈢までの要件をすべて満たす免震工法による耐震改修工事、新築工事又は増築（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）工事。

㈠　建物用途：車庫及び倉庫類を除く建物用途とする。

㈡　建物構造：免震構造を有するもの

㈢　建物規模：１棟の延べ面積が5,000㎡以上（増築工事の場合は既存部分を除く）

ただし、上記㈠から㈢は同一建物工事の実績であること。

なお、平成14年４月１日以降に産前産後休業、育児休業、または産前産後休業及び育児休業をともに取得（以下、「産休育休」という。）した場合は、産休育休期間に相当する期間を施工実績を求める期間に加えることができる。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」を準用するものとする。

8　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７⑴①の認定（上記７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も上記５及び上記６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が